

平成 28 年度第 1 回 茨城支部健康づくり推進協議会の概要報告

開催日	平成 28 年 7 月 6 日 水曜日 15:00～17:00
出席委員	大串委員、大竹委員、小関委員、庄司委員、立原委員、中崎委員、野原委員、藤田委員、水越委員、渡邊委員 (五十音順) ※オブザーバーとして茨城県保健福祉部がん対策推進室の樋口係長出席
事務局	支部長、企画総務部長、業務部長、企画総務グループ長、保健グループ長、保健リーダー、企画総務リーダー、企画総務スタッフ
議題	1. 協会けんぽ茨城支部保健事業の概要 2. 平成 27 年度茨城支部保健事業実績報告 3. 平成 28 年度茨城支部保健事業の実施状況
議事概要 (主な意見等)	<p>1. 協会けんぽ茨城支部保健事業の概要 議題 1 について、資料に基づき説明を行いました。</p> <p><b>【行政等 (社会保険労務士)】</b> 高確法で定められた事業者の健診結果提供義務について、事業者に対して周知されているのですか。</p> <p>《事務局》 以前より周知に努めております。特に本年 4 月より、従来の勧奨で反応の無かった事業所の中から従業員規模で上位 3,000 事業所に対し、文書・架電による「健診結果提供に関する回答書」の提出勧奨を実施致しております。その結果、現時点で 1,223 事業所より提出がありました。今年度新たに結果を入手できる分としては人数換算で 16,138 人、受診率換算で約 7% 程度向上する見込みとなり、一定の成果があるものと考えます。</p> <p><b>【保健医療関係者】</b> アクションプランにおいても実現すべき目標として掲げられております「加入者の健康度を高める」ことは、労働災害の低減にどのような波及効果が見込めるのですか。</p> <p><b>【行政等 (労働局)】</b> 本年 5 月、協会けんぽと茨城労働局の間で健康づくり推進のため協定を締結させていただきましたが、協定に基づきまして労働者の健康管理を推進することにより、労働者が健康になることで労働災害の認定対象となりうる各種疾患の予防に繋がるものと思われまます。</p>

**【保健医療関係者】**

同じく「加入者の健康度を高める」ことは、がん検診受診率の向上にどのような波及効果が見込めるものですか。

**【オブザーバー】**

県ではがん検診を推進するための条例が昨年制定されまして、がん検診受診率を50%以上をすることを目標に取り組みを進めているところであります。協会けんぽでは特定健診と併せてがん検診のご案内をしていただいております、双方の受診率向上に向けて取り組んでいただいております。これは厚生労働省におきましても特定健診とがん検診の同時実施を推進しているものでありまして、その波及効果は大きいものであります。

**【被保険者代表】**

重症化予防事業について、一次勧奨はどのような方法で行われていますか。また、二次勧奨の実施件数はどの程度ですか。

《事務局》

一次勧奨につきましては、高血圧・高血糖で治療が必要にも関わらず未治療の方に対し、協会けんぽ本部より文書にて受診勧奨を行っております。その中で、より重症域の方で受診する意思が確認できなかった方に対して二次勧奨を実施しております。受診予定なしと回答した方については保健師より電話勧奨を実施しており、その件数は昨年度合計で74件となっております。また、未回答の方に対しては茨城支部独自の取り組みとしまして、連携・協力の覚書を締結しております茨城県医師会と連名による受診勧奨文書を送付しており、昨年度合計で938件となっております。

2. 平成27年度茨城支部保健事業実績報告

議題2について、資料に基づき説明を行いました。

**【健康保険委員代表】**

はらすまダイエットを中断した原因は何ですか。

《事務局》

はらすまダイエットとはインターネットを活用し、メールでやり取りする保健指導方法であり、従来の電話や手紙で行う方法に比べて1件あたりに要する所要時間の短縮ができ、保健指導を効率的に実施できるものです。昨年外部からの不正通信があったためにインターネット接続を切断したため、はらすまダイエットも中断せざるを得ませんでした。

**【健康保険委員代表】**

保健指導のリレー制について、詳しく教えてください。

《事務局》

通常の保健指導の場合、文書作成等の作業に時間を要し、新規訪問する時間をあまり作ることができません。そこで、初回面談後の保健指導の作業を引き継ぐ保健師等を支部で4名選出して、引き継ぎを行うことで他の保健師等は新規訪問に時間を回すことができ、効率的な指導を行うことができる仕組みとなっております。

【被保険者代表】

付加健診の受診対象年齢は現在40、50歳のみとなっておりますが、さらに受診対象年齢を増やしていただくことは可能でしょうか。

《事務局》

本部が定める要綱に基づいて定められているものとなっておりますので、要綱を見直すことができれば可能となります。現在、要綱の見直しが進められておりますが、当協議会でいただいた貴重なご意見・ご要望につきましても本部へご報告させていただきます。

【行政等（茨城県）】

それらの要望に合わせて健診内容を充実させることができる程度の予算は確保されているのでしょうか。

《事務局》

受診対象者が受診可能な十分な予算は確保されております。先ほどのご要望にお応えする形で付加健診の受診対象年齢を増やすことで、受診率向上の誘因とすることも一つの方策であると考えます。

### 3. 平成28年度茨城支部保健事業の実施状況

議題3について、資料に基づき説明を行いました。

【健康保険委員代表】

次回の協会けんぽ、茨城労働局、茨城県の三者連携漫画パンフレットには、がん対策の内容も計画されておりますが、茨城県のがん検診条例とはどのようなものですか。

【オブザーバー】

がんによる死亡者数の減少、がん患者と家族への支援等を目的としまして、市町村、県民、保健医療福祉関係者、事業者、教育関係者と県が連携・協力をして、がん予防・がん検診の推進、がん医療の充実等を基本的な施策としたものとなっております。今後、協会けんぽには県主催のがん検診推進協議会へ参画していただき、がん検診受診率向上のための取組を促進していきたいと考えております。

### 【学識経験者】

傷病手当金受給者に占める精神疾患の割合が非常に多く感じます。精神疾患を予防するために各事業所へ何らかの指導、教育をするべきではないでしょうか。

### 【行政等（労働局）】

メンタルヘルス対策として、昨年12月にストレスチェック制度が施行され、高ストレス者については医師による面接指導が実施されることとなりました。メンタルヘルス対策についても、協定に基づきまして協会けんぽと協力・連携を図って実施していきたいと考えております。

### 【健康保険委員代表】

健診結果のデータ提供に同意した場合、翌年度以降も自動的にデータ提供は行われるのですか。行われるのであれば、翌年度以降はデータ提供されている認識が無い事業所もあるものと思われるため、何らかの連絡が必要ではないでしょうか。

### 《事務局》

同意書は毎年自動更新となっておりますので、協会けんぽと覚書を交わしている医療機関で定期健診を受診している場合は、自動的に健診結果は協会に提供されております。現状では事業所に対してデータ提供が行われた旨の連絡は行っておりませんので、今後対応を検討させていただきます。

特 記 事 項
---------

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する覚書を締結している茨城県より、保健福祉部がん対策推進室の樋口係長にオブザーバーとしてご出席いただいた。</li><li>・次回は平成28年11月頃開催予定。</li></ul> |
|--|